

食品安全委員会（第664回会合）議事概要

日 時:平成29年9月5日(火) 14:00~15:34
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席
傍聴者:報道 1名、行政機関 5名、一般 4名

議事概要

(1) 江崎内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)挨拶

→江崎内閣府特命担当大臣から挨拶が行われた。

(2) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)のプロファム試験法の改正
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、試験方法の見直しであり、規格そのものを変えるわけではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 4品目
 - [1] ジチアノン
 - [2] フルエンズルホン
 - [3] フルキサピロキサド
 - [4] メトキシフェノジド(厚生労働省からの説明)

- ・動物用医薬品 1品目
「オルビフロキサシン」
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

農薬「フルエンズルホン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することになった。

農薬「ジチアノン」、「フルキサピロキサド」、「メトキシフェノジド」について、現時点で評価結果に影響を及ぼす可能性があるため、農薬専門調査会で調査審議することとなった。

動物用医薬品「オルビフロキサシン」について、現時点で評価結果に影響を及ぼす可能性があるため、肥料・飼料等専門調査会で調査審議することとなった。

・プリオン 1案件

めん山羊又は馬に由来する肉骨粉等の養殖水産動物用飼料への利用再開について
(農林水産省からの説明)

→農林水産省から説明。

本件について、プリオン専門調査会において審議することとなった。

(4) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「シアゾファミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「シアノホス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ピフルブミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「メタラキシル及びメフェノキサム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「PRF株を利用して生産されたホスホリパーゼC」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「PRF株を利用して生産されたホスホリパーゼC」については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(6) 平成28年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果(案)について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

報告があった6課題の事後評価結果について、該当する研究者に通知するとともに、議題番号1501に関連し、農薬の食品健康影響評価におけるイヌの慢性毒性試験の取扱いについて、農薬専門調査会で検討することとなった。

(7) 平成29年度食品安全確保総合調査追加課題(案)について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

平成29年度の食品安全確保総合調査の追加課題については、案のとおり決定された。